

岩 空 基 公 示 第 2 号
令和元年11月21日

MCH-101オペレーション支援装置（MOSE）の維持整備役務の契約
希望者募集要項（公募）

MCH-101オペレーション支援装置（MOSE）の維持整備役務の契約について
公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長

記

1 調達品目

令和2年度、3年度、4年度MCH-101オペレーション支援装置（MOSE）
の維持整備役務
なお、募集対象品目は別紙のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第
70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意
を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契
約の履行が確保される者であること。
（5）平成31・32・33年度又は令和元年・2年・3年度競争参加資格（全省庁統
一資格）「役務の提供等」の中国地域の競争参加資格を有する者又は経営の規模及
び経営の状況がそれと同等であること。
（6）当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・体制を有する者、又は契約時まで
に有することができる者であること。

ア MCH-101オペレーション支援装置（MOSE）（日本電気株式会社製）

に関する技術及び必要な能力・体制を有し、また、不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。

イ 応募する品目及び接続機器が必要とする規格、品質により履行が可能であること。

ウ 秘密保全に関する必要な設備及び自社規定が整備されていること。

(7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し、若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(8) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第6号から第7号の項目を満たすこと。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおりの。）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる能力及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することでア及びイに示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 第2項第6号から第7号に規定する設備・体制・能力等を証明する書類（設備、整備体制、整備工程、動員計画、秘密保全教育実施状況等）

イ 下請企業に当該役務の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班

〒740-8555

山口県岩国市三角町2丁目

0827-22-3181（内線6445）

(2) 提出期間

令和元年11月21日（木）～令和2年1月10日（金）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

(5) 新たに設備・体制が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(6) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せは、契約担当官に行うことができる。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

別 紙

対 象 品 目

MCH-101オペレーション支援装置(MOSE)の維持整備

品 名	製造会社
MCH-101オペレーション支援装置(MOSE)	日本電気株式会社

別紙様式

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長 殿

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、MCH－101オペレーション支援装置（MOSE）の維持整備役務の契約に応募します。

関連文書：岩空基公示第〇〇号（〇〇. 〇〇. 〇〇）

添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）

2 〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書

3 技術資料一式